



便利な電子届出を是非ご利用ください

電子届出の流れ

1. 準備

事前届出(書面) ----- 市に提出

ユーザID・パスワード等の受領 ----- 市より郵送

2. 届出

PRTR届出システムにログイン

届出書の作成 ----- 入力補助機能、
入力ミスチェック機能付き

届出

3. 照会

※届出内容に疑義がなければなりません

都道府県等からの届出内容の照会

メールでお知らせ
システムで確認・回答

照会に対する処理(回答、修正、破棄)

届出書
ラクラク作成



24時間
受付OK!

セキュリティ
しっかり

物質番号・物質名、業種番号・業種名などを調べる負担もなく、PRTRの届出が確実・簡単にできます。

事前届出について

電子届出用届出書 平成00年00月00日

届出者 氏名 〒000-0000 山形県山形市山形1-1-1 山形県工業株式会社
代表取締役 山形 太郎 氏
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

届出内容(いずれかに○を打つこと)
1. タイプアップ方式 2. インターネット方式

届出に使用する通信用電話番号(インターネット方式の場合は記載すること)
Isp名 山形 太郎 氏
電話番号 0000-0000-0000
電子メールID 山形太郎太郎@山形太郎太郎.jp

届出内容(届出及び問い合わせ先)
電話番号 0000-0000-0000
電子メールID 山形太郎太郎@山形太郎太郎.jp

届出内容(届出及び問い合わせ先)
電話番号 0000-0000-0000
電子メールID 山形太郎太郎@山形太郎太郎.jp

届出書の様式はNITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)のホームページからダウンロードできます。
記入した様式は市に提出します。後日、市よりPRTR届出システムにログインする際に必要となるIDとパスワードを郵送します。
また、NITEから電子メールで「クライアント証明書」のダウンロード案内が送られます。クライアント証明書を、届出システムに利用するパソコンに登録することで、届出内容を暗号化して通信できるようになるので、なりすましやデータの漏えい、改ざん防止等に役立ちます。

※事前届出は一度提出すれば次の年以降は提出する必要はありません。また、当該年度に電子届出を行うためには、6月20日までに事前届出を市に提出する必要があります。

市内に複数の事業所がある場合、2ページ目に全ての事業所情報を記載することで、一括して事前届出が可能です。

◆電子届出の詳細についてはNITEのホームページ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html> をご参照ください。
※出典先：山形県HP (<http://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/kagaku/6050014pubdoc060223prtr.html>)